

令和5年3月

定例教育委員会

1

3月定例会（1）

開催日時 令和5年3月15日（木） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 案

- 第34号議案
コミュニティ・スクールの導入について (高校教育課)
- 第35号議案
県立学校教職員の人事評価に関する規則の改正について
(教職員課・高校教育課・特別支援教育課)
- 第36号議案
博物館の登録に関する規則の改正について (学芸文化課)
- 第37号議案
長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する
方針（案）について (学芸文化課・体育保健課)

4 報 告

- (1) 公立の小学校等の校長及び教員としての資質向上に関する
指標の改訂について (義務教育課・高校教育課・体育保健課・教育センター)
- (2) 「子供たちの自尊感情を高める教職員ガイドブック」について (児童生徒支援課)
- (3) 令和4年度第2回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について (長崎図書館)

コミュニティ・スクールの導入について

(提案理由)

県立学校において、学校や地域の実態に応じて、「学校評議員」等の組織や機能を整理・統合し、段階的に「コミュニティ・スクール」の導入を図り、地域との連携体制を強化し、地域とともにある学校づくりを推進する。

まずは、令和5年度に北松西高等学校・中五島高等学校に導入するに当たって、「長崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を定めようとするものである。

※コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置した学校のこと。

(内 容)

規則の詳細は別添のとおりとする。

(今後のスケジュール)

令和5年度 1学年1学級規模の学校（2校）に導入する。

北松西、中五島

令和6年度 1学年1学級規模の学校（4校）に導入を目指す。

宇久、豊玉、奈留、平戸

令和7年度 1学年2学級規模の学校（9校）に導入を目指す。

諫早東、上対馬、五島南、大崎、西彼杵、小浜、西彼農業、五島海陽、島原翔南

(参 考)

- 1 長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025（令和3年度～令和7年度）
 - ・ 県立高校にコミュニティ・スクールの導入を検討し、地域との組織的・継続的な連携・協働体制を構築
- 2 本県・九州各県のコミュニティ・スクール導入状況（令和4年5月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
長崎県	65校	25校	0校	0校
福岡県	309校	128校	1校	0校
佐賀県	80校	31校	11校	0校
熊本県	204校	104校	50校	21校
大分県	224校	103校	2校	1校
宮崎県	123校	69校	7校	0校
鹿児島県	205校	89校	1校	0校

長崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 長崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、その所管に属する学校ごとに、協議会を設置するように努める。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

（基本的な方針の承認）

第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- 一 学校経営計画に関すること
- 二 教育課程の編成に関すること
- 三 組織編成に関すること
- 四 予算執行に関すること
- 五 施設管理及び施設設備等の整備に関すること
- 六 その他当該対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（教育委員会等に対する意見）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 前項の意見について、法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であって、職員個人を特定しない一般的なものとする。

4 協議会は、教育委員会に対して第1項及び第2項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

- 第5条** 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。
- 2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、積極的に提供するよう努めなければならない。

(組織)

- 第6条** 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。
- 一 保護者
 - 二 地域住民
 - 三 学識経験者
 - 四 関係行政機関の職員
 - 五 対象学校の代表者
 - 六 その他、教育委員会が適当と認める者

(守秘義務等)

- 第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項に規定するほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - 三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期等)

- 第8条** 委員の任期は、委嘱の日からその年度末までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

- 第9条** 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

- 第10条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長が会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第11条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、次のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

一 第7条の規定に違反したとき

二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき

三 その他解任に相当する事由が認められるとき

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和●年長崎県教育委員会規則第●号

第35号議案

(高校教育課・教職員課・特別支援教育課)

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正について

(提案理由)

新たな人事評価制度において、令和6年度から前年度の評価結果を給与に反映することに伴い、被評価者及び評価者の区分について、長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則(平成18年長崎県教育委員会規則第5号)の一部を改正しようとするものである。

(内 容)

別紙規則案のとおり

被評価者の部主事の一次評価者を校長に変更するとともに、評価者の区分に最終評価者を追加するため、所要の改正を行うこと。(第7条、第8条関係)

施行日：令和5年4月1日

(最終改正年月日 令和3年12月7日)

(規則案)

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																
<p>(人事評価の実施)</p> <p>第7条 人事評価は、一次評価者、<u>二次評価者及び最終評価者</u>が実施する。</p> <p>2 一次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、<u>二次評価者（二次評価者を設定していない場合には最終評価者）</u>に提出するものとする。</p> <p>3 <u>二次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、最終評価者に提出するものとする。</u></p> <p>4 <u>最終評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、県教育長に提出するものとする。</u></p> <p>5 <u>評価者は、それぞれの評価を受ける教職員（以下「被評価者」という。）について、5段階で評価を行うものとする。</u></p> <p>(評価者)</p> <p>第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、<u>二次評価者及び最終評価者</u>が行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被評価者</th> <th style="text-align: center;">一次評価者</th> <th style="text-align: center;">二次評価者</th> <th style="text-align: center;">最終評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>高校教育課長</td> <td>県教育次長</td> <td>県教育長</td> </tr> <tr> <td>副校長 教頭</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">校長</td> <td>高校教育課長</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県教育次長</td> </tr> <tr> <td>事務長</td> <td>教職員課長</td> </tr> <tr> <td>部主事</td> <td>特別支援教育課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者	校長	高校教育課長	県教育次長	県教育長	副校長 教頭	校長	高校教育課長	県教育次長	事務長	教職員課長	部主事	特別支援教育課長		長	<p>(人事評価の実施)</p> <p>第7条 人事評価は、一次評価者<u>及び二次評価者</u>が実施する。</p> <p>2 一次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、二次評価者に提出するものとする。</p> <p>3 二次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、県教育長に提出するものとする。</p> <p>4 <u>一次評価者及び二次評価者は、それぞれの評価を受ける教職員（以下「被評価者」という。）について、5段階で評価を行うものとする。</u></p> <p>(評価者)</p> <p>第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者<u>及び二次評価者</u>が行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被評価者</th> <th style="text-align: center;">一次評価者</th> <th style="text-align: center;">二次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>高校教育課長</td> <td>県教育長</td> </tr> <tr> <td>副校長 教頭</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">校長</td> <td>高校教育課長</td> </tr> <tr> <td>事務長</td> <td>教職員課長</td> </tr> <tr> <td>部主事</td> <td>副校長又は教頭の内 校長が指定する者</td> <td>校長</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	一次評価者	二次評価者	校長	高校教育課長	県教育長	副校長 教頭	校長	高校教育課長	事務長	教職員課長	部主事	副校長又は教頭の内 校長が指定する者	校長
被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者																														
校長	高校教育課長	県教育次長	県教育長																														
副校長 教頭	校長	高校教育課長	県教育次長																														
事務長		教職員課長																															
部主事		特別支援教育課長																															
		長																															
被評価者	一次評価者	二次評価者																															
校長	高校教育課長	県教育長																															
副校長 教頭	校長	高校教育課長																															
事務長		教職員課長																															
部主事	副校長又は教頭の内 校長が指定する者	校長																															

主幹教諭（部主事を除く。） 指導教諭 教諭（助教諭、講師を含む。以下同じ。） 養護教諭（養護助教諭を含む。以下同じ。） 栄養教諭 実習助手 寄宿舍指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長	副校長、教頭、部主事又は事務長の中で校長が指定する者	二	校長	主幹教諭（部主事を除く。） 指導教諭 教諭（助教諭、講師を含む。以下同じ。） 養護教諭（養護助教諭を含む。以下同じ。） 栄養教諭 実習助手 寄宿舍指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長	副校長、教頭、部主事又は事務長の中で校長が指定する者	校長
船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）	船長			船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）	船長	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

博物館の登録に関する規則の改正について

(提案理由)

令和5年4月1日から施行される博物館法及び博物館法施行規則に基づき、博物館の登録に関する規則(昭和27年長崎県教育委員会規則第3号)の全部を改正しようとするものである。

(主な改正要旨)

- 1 博物館の登録だけでなく、博物館相当施設の指定に伴う博物館法及び同法施行規則の実施に関して必要な事項を定めることになるため、規則名の改正を行うこと。
- 2 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとし、博物館の登録に加えて博物館相当施設を指定することについて、所要の改正を行うこと。
(第4条第1項関係)
- 3 登録された博物館及び指定された博物館相当施設が、その運営状況を県教育委員会へ定期的に報告すること、登録又は指定に関して県教育委員会が勧告や命令、取り消し等を行うことができることを定めることに伴い、所要の改正を行うこと。

(第7条、第9条関係)

(内 容)

別紙「規則案」のとおり

施行日 令和5年4月1日

(規則案)

博物館法施行細則

博物館の登録に関する規則(昭和27年長崎県教育委員会規則第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)、博物館法施行令(昭和27年政令第47号。以下「施行令」という。)、及び博物館施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録又は指定)

第2条 法第11条による博物館を設置しようとする者は、「博物館登録原簿(別記様式第1号)」に長崎県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の登録を受けるものとする。また、県教育委員会は、法第31条により博物館の事業に類する事業を行う施設(以下「相当施設」という。)を指定することができるものとする。

(登録又は指定の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について別記様式第2-1号の登録申請書を、相当施設の指定を受けようとする者は、別記様式第2-2号の指定申請書を県教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書又は指定申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 館則(博物館又は相当施設の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し
- (2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

(登録又は指定要件の審査、実施等)

第4条 県教育委員会は、前条の規定による登録又は指定の申請があった場合においては当該申請に係る博物館又は相当施設が次に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは登録申請書記載事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録(相当施設においては指定)を行うとともに、その旨を当該申請者に通知し、インターネットの利用その他の方法により公表する。備えていないと認めるときは、登録又は指定しない旨をその理由を附記した書面で当該申請者に通知する。

(1) 設置法人の適格性

当該申請に係る博物館又は相当施設の設置者が次のア又はイに掲げる法人のいずれかに該当すること。

ア 地方公共団体又は地方独立行政法人

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人

- ・博物館又は相当施設を運営するために必要な経済的基盤を有すること。
- ・当該申請に係る博物館又は相当施設の運営を担当する役員が、博物館又は相当施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

・当該申請に係る博物館又は相当施設の運営を担当する役員が、社会的信望を有すること。

(2) 過去2年間の登録取り消しの有無

当該申請に係る博物館又は相当施設の設置者が、第10条の規定により登録又は指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者ではないこと。

(3) 博物館又は相当施設の体制に関する基準

博物館又は相当施設の体制が、以下の基準に適合すること。

ア 博物館資料（相当施設においては「資料」。以下同じ。）の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料（資料）に係る電磁的記録を公開することを含む）並びに博物館資料（資料）に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館又は相当施設を運営する体制を整備していること。

イ 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料（資料）の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料（資料）を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ 前号に規定する博物館資料（資料）の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料（資料）の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料（資料）の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料（資料）若しくは借用した博物館資料（資料）による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料（資料）に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

(4) 学芸員（相当施設においては学芸員に相当する職員）その他の職員の配置に関する基準
学芸員（相当施設においては学芸員に相当する職員）その他の職員の配置が、以下の基準に適合すること。

ア 基本的運営方針に基づいて博物館又は相当施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員（相当施設においては学芸員に相当する職員）が置かれていること。

ウ 基本的運営方針に基づく博物館又は相当施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(5) 施設及び設備に関する基準

施設及び設備が、以下の基準に適合すること。

ア 博物館資料（資料）の収集、保管及び展示並びに博物館資料（資料）に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 博物館又は相当施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全性及び利便性の確

保のために必要な配慮がなされていること。

ウ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館又は相当施設の利用に困難を有する者が博物館又は相当施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(6) 開館に関する基準

博物館の場合1年を通じて150日以上開館し、相当施設の場合1年を通じて100日以上開館すること。

2 前項の審査に際しては単に書面審査にとどまらず、学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。

(登録又は指定事項等の変更)

第5条 登録された博物館の設置者は、法第12条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について、指定された相当施設(以下「指定施設」という。)の設置者は、施行規則第23条に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について、重要な変更をするときはその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県教育委員会は、当該博物館に係る登録事項の変更登録又は指定施設に係る指定変更があったときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第6条 登録された博物館の設置者は、法第12条第2項に規定する添付書類の博物館資料(資料)目録に変更があったときは、指定施設の設置者は、施行規則第23条第2項に規定する添付書類の博物館(資料)目録に変更があったときは、重要な変更があったときを除く外はその変更届を四半期毎に県教育委員会に提出しなければならない。

(県教育委員会への定期報告)

第7条 博物館又は指定施設の設置者は、運営の状況が把握できる刊行物等の提出により当該博物館又は指定施設の運営状況を毎年報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第8条 博物館又は指定施設の設置者は、県教育委員会よりその登録又は指定に係る博物館又は指定施設の適正な運営に関し報告又は資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(勧告及び命令)

第9条 県教育委員会は、その登録に係る博物館が法第13条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認める時は、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 県教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 県教育委員会は、第1項及び前項の規定により、当該博物館の設置者に対して勧告及び

命令を行うときは、あらかじめ学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。

(登録又は指定の取消し)

第10条 県教育委員会は、その登録に係る博物館又は指定施設の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館又は指定施設の登録又は指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 第5条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第7条の規定に違反したとき。
- (4) 第8条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (5) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。(博物館に限る。)
- (6) 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと県教育委員会が認めるとき。(指定施設に限る。)

2 県教育委員会は、前項の規定により登録又は指定の取消しを行うときは、あらかじめ学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。

3 県教育委員会は、第1項の規定により登録又は指定の取消しを行ったときは、速やかにその旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第11条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定により届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録をまっ消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号

博物館登録原簿

事 項	登 録		登録変更		登録変更	
	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日
	記 号 番 号	第 号				
設置者の名 称又は住所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

(用紙寸法は縦26センチ、横18センチとする)

別記様式第2-2号

年 月 日
住 所

設置者 氏 名

長崎県教育委員会 様

博 物 館 相 当 施 設 指 定 申 請 書

博物館法施行規則第23条の規定により下記の施設について指定いただきたく、書類を付して申請します。

記

- 1 指定を受けようとする博物館相当施設の設置者の名称及び住所
- 2 指定を受けようとする博物館相当施設の名称及び所在地
- 3 博物館資料目録（別記様式第3号）
- 4 博物館職員一覧表（別記様式第4号）

別記様式第3号

博物館資料目録

名 称	数 量	備 考	名 称	数 量	備 考

(部門別に括めて記載すること)

別記様式第4号

博物館職員一覧表

職名	氏名	生年月日	満年齢	任用又は採用年月日	俸給	職内 務容	略歴

改正後	改正前
博物館の登録に関する規則（昭和27年長崎県教育委員会規則第3号）の全部を改正する。	博物館法第16条の規定に基き、博物館の登録に関する規則を次のように定める。
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）、博物館法施行令（昭和27年政令第47号。以下「施行令」という。）、及び博物館施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基き博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(登録又は指定)	(登録)
第2条 法第11条による博物館を設置しようとする者は、「博物館登録原簿（別記様式第1号）」に長崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の登録を受けるものとする。また、県教育委員会は、法第31条により博物館の事業に類する事業を行う施設（以下「相当施設」という。）を指定することができるものとする。	第2条 地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人が、博物館を設置しようとするときは、長崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に備える別記様式第1号の博物館登録原簿に登録を受けなければならない。
(登録又は指定の申請)	(登録の申請)
第3条 前条の登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について別記様式第2-1号の登録申請書を、相当施設の指定を受けようとする者は、別記様式第2-2号の指定申請書を県教育委員会に提出しなければならない。	第3条 前条の博物館原簿に登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について別記様式第2号の登録申請書を県教育委員会に提出しなければならない。
2 前項の登録申請書又は指定申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の登録申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1)館則（博物館又は相当施設の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し	(1) 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、別記様式第3号の博物館資料の目録並びに別記様式第4号の博物館職員一覧表
(2)次条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類	(2) 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、別記様式第3号の博物館資料の目録並びに別記様式第4号の博物館職員一覧表

改正後	改正前
<p>(登録又は指定要件の審査、実施等)</p> <p>第4条 県教育委員会は、前条の規定による登録又は指定の申請があった場合においては当該申請に係る博物館又は相当施設が次に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは登録申請書記載事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録(相当施設においては指定)を行うとともに、その旨を当該申請者に通知し、インターネットの利用その他の方法により公表する。備えていないと認めるときは、登録又は指定しない旨をその理由を附記した書面で当該申請者に通知する。</p>	<p>(登録要件の審査)</p> <p>第4条 県教育委員会は、前条の規定による登録の申請があった場合においては当該申請に係る博物館が次に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは登録申請書記載事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知する。</p>
<p>(1)設置法人の適格性</p> <p>当該申請に係る博物館又は相当施設の設置者が次のア又はイに掲げる法人のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 地方公共団体又は地方独立行政法人</p> <p>イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館又は相当施設を運営するために必要な経済的基盤を有すること。 ・当該申請に係る博物館又は相当施設の運営を担当する役員が、博物館又は相当施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 ・当該申請に係る博物館又は相当施設の運営を担当する役員が、社会的信望を有すること。 <p>(2)過去2年間の登録取り消しの有無</p> <p>当該申請に係る博物館又は相当施設の設置者が、第10条の規定により登録又は指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者ではないこと。</p> <p>(3)博物館又は相当施設の体制に関する基準</p> <p>博物館又は相当施設の体制が、以下の基準に適合すること。</p> <p>ア 博物館資料(相当施設においては「資料」。以下同じ。)の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料(資料)に係る電磁的記録を公開することを含む)並びに博物館資料(資料)に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館又は相当施設を運営する体制を整備していること。</p> <p>イ 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料(資料)の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料(資料)を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>ウ 前号に規定する博物館資料(資料)の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料(資料)の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p>	<p>(1) 法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること</p> <p>(2) 法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること</p>

改正後	改正前
<p>エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料（資料）の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料（資料）若しくは借用した博物館資料（資料）による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料（資料）に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>(4)学芸員（相当施設においては学芸員に相当する職員）その他の職員の配置に関する基準学芸員（相当施設においては学芸員に相当する職員）その他の職員の配置が、以下の基準に適合すること。</p> <p>ア 基本的運営方針に基づいて博物館又は相当施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。</p> <p>イ 学芸員（相当施設においては学芸員に相当する職員）が置かれていること。</p> <p>ウ 基本的運営方針に基づく博物館又は相当施設の運営に必要な職員が置かれていること。</p> <p>(5)施設及び設備に関する基準</p> <p>施設及び設備が、以下の基準に適合すること。</p> <p>ア 博物館資料（資料）の収集、保管及び展示並びに博物館資料（資料）に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。</p> <p>イ 博物館又は相当施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全性及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</p> <p>ウ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館又は相当施設の利用に困難を有する者が博物館又は相当施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。</p> <p>(6)開館に関する基準</p> <p>博物館の場合1年を通じて150日以上開館し、相当施設の場合1年を通じて100日以上開館すること。</p>	<p>(3) 法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること</p> <p>(4) 1年を通じて150日以上開館すること</p>
<p>2 前項の審査に際しては単に書面審査にとどまらず、学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。</p>	<p>2 前項の審査に際しては単に書面審査にとどまらず、学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。</p>
<p>(登録又は指定事項等の変更)</p>	<p>(登録事項等の変更)</p>
<p>第5条 登録された博物館の設置者は、法第12条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について、指定された相当施設（以下「指定施設」という。）の設置者は、施行規則第23条に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について、重要な変更をするときはその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第5条 博物館の設置者は、法第11条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があったときはその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>2 県教育委員会は、当該博物館に係る登録事項の変更登録又は指定施設に係る指定変更があったときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	<p>2 県教育委員会は法第11条第1項各号に掲げる事項に変更があったことを知ったときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。</p>
<p>第6条 登録された博物館の設置者は、法第12条第2項に規定する添付書類の博物館資料（資料）目録に変更があったときは、指定施設の設置者は、施行規則第23条第2項に規定する添付書類の博物館（資料）目録に変更があったときは、重要な変更があったときを除く外はその変更届を四半期毎に県教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第6条 博物館の設置者は法第11条第2項に規定する添付書類の博物館資料目録に変更があったときは、重要な変更があったときを除く外はその変更届を四半期毎に県教育委員会に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
(県教育委員会への定期報告)	
第7条 博物館又は指定施設の設置者は、運営の状況が把握できる刊行物等の提出により当該博物館又は指定施設の運営状況を毎年報告しなければならない。	
(報告又は資料の提出)	
第8条 博物館又は指定施設の設置者は、県教育委員会よりその登録又は指定に係る博物館又は指定施設の適正な運営に関し報告又は資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。	
(勧告及び命令)	
第9条 県教育委員会は、その登録に係る博物館が法第13条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認める時は、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。	
2 県教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	
3 県教育委員会は、第1項及び前項の規定により、当該博物館の設置者に対して勧告及び命令を行うときは、あらかじめ学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。	
(登録又は指定の取消し)	(登録の取消)
第10条 県教育委員会は、その登録に係る博物館又は指定施設の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館又は指定施設の登録又は指定を取り消すことができる。	
(1)偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。	第7条 県教育委員会は、博物館が法第12条各号に掲げる要件を欠くに至ったものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消すものとする。但し博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至った場合においては、その要件を欠くに至った日から2年間はこの限りでない。
(2)第5条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	
(3)第7条の規定に違反したとき。	
(4)第8条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	
(5)前条第2項の規定による命令に違反したとき。(博物館に限る。)	
(6)博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと県教育委員会が認めるとき。(指定施設に限る。)	
2 県教育委員会は、前項の規定により登録又は指定の取消しを行うときは、あらかじめ学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。	
3 県教育委員会は、第1項の規定により登録又は指定の取消しを行ったときは、速やかにその旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	2 県教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知する。
(博物館の廃止)	(博物館の廃止)
第11条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。	第8条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
2 県教育委員会は、前項の規定により届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録をまっ消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	2 県教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、その当該博物館に係る登録をまっ消する。

改正後

別記様式第1号

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号 番号	記号 番号				
設置者の名称又は住所						
名称						
所在地						
備考						

(用紙寸法は縦26センチ、横18センチとする)

改正前

別記様式第1号

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号 番号	記号 番号				
設置者の名称又は住所						
名称						
所在地						
備考						

(用紙寸法は縦26センチ、横18センチとする)

改正後

別記様式第2-1号

年 月 日
住 所

設置者 氏 名

長崎県教育委員会 様

博 物 館 登 録 申 請 書

博物館法第12条の規定により下記の博物館について登録いただきたく、書類を付して申請します。

記

- 1 指定を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 2 指定を受けようとする博物館の名称及び所在地
- 3 博物館資料目録（別記様式第3号）
- 4 博物館職員一覧表（別記様式第4号）

改正前

別記様式第2号

年 月 日
住 所

博物館設置者 氏 名

長崎県教育委員会様

博 物 館 登 録 申 請 書

博物館法第11条の規定により左記の通り登録したいので別記書類添付の上申請致します。

記

- 1 設置者の名称及び一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人にあってはその住所
- 2 名 称
- 3 所在地

改正後

改正前

別記様式第2-2号

年 月 日
住 所

設置者 氏 名

長崎県教育委員会 様

博 物 館 相 当 施 設 指 定 申 請 書

博物館法施行規則第23条の規定により下記の施設について指定いただきたく、書類を付して申請します。

記

- 1 指定を受けようとする博物館相当施設の設置者の名称及び住所
- 2 指定を受けようとする博物館相当施設の名称及び所在地
- 3 博物館資料目録（別記様式第3号）
- 4 博物館職員一覧表（別記様式第4号）

改正後

別記様式第3号

博物館資料目録

名	称	数	量	備	考	名	称	数	量	備	考

(部門別に括めて記載すること)

改正前

別記様式第3号

博物館資料目録

名	称	数	量	備	考	名	称	数	量	備	考

(部門別に括めて記載すること)

改正後

別記様式第4号

博物館職員一覽表

職名	氏名	生年月日	満年齢	任用又は採用年月日	俸給	職内	務容	略歴

改正前

別記様式第4号

博物館職員一覽表

職名	氏名	生年月日	満年齢	任用又は採用年月日	俸給	職内	務容	略歴

長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)について

(提案理由)

国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定を受け、現行の「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」及び「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を統合した「学校部活動」の在り方、及び地域移行に伴う「地域クラブ活動」の在り方における本県の方針を策定。

(内 容)

別添資料1及び2のとおり

はじめに

本方針策定の趣旨等

I 学校部活動

II 新たな地域クラブ活動

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

IV 大会等の在り方の見直し

終わりに

※資料1 「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)【概要】」

※資料2 「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)」

長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等 に関する方針（案）【概要】

- 少子化が進行する中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、部活動の地域移行を契機に、教育委員会のみならず関係機関・団体や地域と連携を図り、地域の実情に応じた新たなスポーツ・文化芸術環境を構築していくことが必要。
- 令和4年12月 国が「総合的なガイドライン」を策定したことを受け、「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」及び「長崎県文化芸術活動の在り方に関するガイドライン」を統合した上で本県の方針を策定。
- 引き続き、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方に加えて、新たな地域クラブ活動の運営体制や取組内容について、県の考え方を提示。

I 学校部活動

学校部活動は、教育課程外の学校教育の一環としての位置づけ。

（概要）

- 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者を確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- 休養日 週あたり2日以上以上の休養日（平日1日、週休日1日以上）
※家庭の日（第3日曜日）を休養日に位置づける。
- 活動時間 平日2時間程度、休業日は3時間程度
※振替の具体例を記載
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 適正な部活動数、合同練習など持続可能な部活動の在り方
- 学校部活動の地域連携によるスポーツ・文化芸術活動の推進

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に向けて、関係者が段階的・計画的に取り組むために、その方向性を示す。

（概要）

- まずは休日における地域移行の環境整備を行う
- 平日の地域移行については、できるところから取り組み、休日の取組の状況等を検証し、改革を進める
- 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- しま地区や半島地域など地域の実情に応じた地域移行の在り方
- 県及び市町は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

II 新たな地域クラブ活動

地域スポーツ・文化芸術活動は、学校教育活動外の社会教育法上の社会教育の一環としての位置づけ。

（概要）

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- 指導を希望する教員の円滑な兼職兼業の在り方
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 休養日 週あたり2日以上以上の休養日
（休日のみ実施する場合は、土・日いずれか1日）
※家庭の日（第3日曜日）を休養日に位置づける。
- 活動時間 平日2時間程度、休業日は3時間程度
※振替の具体例を記載
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

IV 大会等の在り方の見直し

地域クラブ活動の実施に伴い、今後の大会等の在り方について方向性を示す。

（概要）

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
- 令和5年度からの長崎県中学校総合体育大会の在り方について示す
- 県及び市町の大会等に対する支援の在り方について示す
- 大会等への引率、大会運営の方向性について示す
- 大会参加の在り方（開催回数~~の精選~~、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

※アンダーラインについては、県の実情に応じた内容

**長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する方針(案)**

令和5年3月15日

 **長崎県教育委員会**

目次

① 産別でみる飲食業界の回復と今後の展望
〔表〕 持ち帰りメニューの推移

日本経済団体連合会
企画調査部調査課 編

目 次

■はじめに	1
1 本方針策定の趣旨等	2
< I 学校部活動 >	5
1 適切な運営のための体制整備	5
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	5
(2) 指導・運営に係る体制の構築	6
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	8
(1) 適切な指導の実施	8
3 適切な休養日等の設定	11
(1) 休養日	11
(2) 活動時間	12
(3) 支援・指導、実施の徹底等	12
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	13
5 学校部活動の地域連携	14
< II 新たな地域クラブ活動 >	16
1 新たな地域クラブ活動の在り方	16
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	17
(1) 参加者	17
(2) 運営団体・実施主体	18
① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	18
② 関係者間の連携体制の構築等	19
(3) 指導者	19
① 指導者の質の保障	19
② 適切な指導の実施	21
③ 指導者の量の確保	22
④ 教師等の兼職兼業	22
(4) 活動内容	23
(5) 適切な休養日等の設定	24
① 休養日	25
② 活動時間	25
(6) 活動場所	26
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	27
(8) 保険の加入	28
3 学校との連携等	28
< III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 >	30
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	30
(1) 休日の活動の在り方等の検討	30
(2) 検討体制の整備	31
(3) 段階的な体制の整備	32
2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	33
3 地方公共団体における総合的・計画的な取組	34
< IV 大会等の在り方の見直し >	35
1 生徒の大会等の参加機会の確保	35
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	36
(1) 大会等への参加の引率	36
(2) 大会運営への従事	37
3 生徒の安全確保	38
4 県大会をはじめとする大会等の在り方	38
■終わりに	41

■はじめに

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、学校部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけでなく、責任感や連帯感の涵養に資するなど、生徒にとって多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかしながら、本県における近年の学校部活動は、少子化による部員不足や競技の専門性を有した教員の不足など様々な課題を抱えており、これらの課題は学校現場だけで解決することが難しくなっている。
- 今後、本県においても生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関して速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 令和4年12月27日にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動等に関する総合的なガイドライン」を示したことから、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年10月11日に策定した「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」及び令和元年8月23日に策定した「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を統合した上で、本県の方針を策定するものである。

1 本方針策定の趣旨等

(1) 本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、県の考え方を示すものである。

(2) 学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

また、学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

(3) 本方針のうち「I 学校部活動」については、公立中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校の中等部を含む。（以下「中学校」という。））の学校部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、本県の地域、学校、競技種目・分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程

との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

イ 生徒の発達段階に応じた適切な指導が重要であり、「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」を十分に踏まえ、本人の意欲の向上のためにも、競技種目や分野等の特性に応じた適切な休養日及び活動時間を設定する。

ウ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「令和型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで活力ある生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力を涵養するとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

エ 学校全体として、前記ア～ウによる学校部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

① 県立学校は、本方針に則り、持続可能な学校部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

② 市町教育委員会は、スポーツ庁・文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国の総合的なガイドライン」という。）に則るとともに、本方針を参考として、持続可能な学校部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

③ 県教育委員会は、市町教育委員会及び県立学校に対して、本方針に基づく学

校部活動改革の取組状況について、指導・助言を行う。

(4) 本方針のうち「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」については、公立中学校の生徒の活動を主な対象とし、国立の中学校においても学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

(5) 県教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁における今後の部活動改革の動向を踏まえ、本方針の見直しを行う。

I 学校部活動

学校部活動は、教育課程外の学校教育の一環としての活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものである。学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市町教育委員会は、「国の総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、市町立学校にあつては「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、県立学校にあつては本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。また、部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 県教育委員会及び市町教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針、活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員¹や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

その際、学校部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、部活動顧問が適切な学校部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 県教育委員会及び市町教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用。平成29年4月1日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

等の取組を行う。

オ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針²」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 県教育委員会及び市町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の積極的な任用に努め、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

キ 校長は、部活動指導員が確保できない場合には、外部指導者を配置するなど指導体制の充実を図る。その際、校長の責任の下に確実に委嘱を行い、「学校の部活動に係る活動方針」等に基づいて指導が行われるよう周知し連携を図る。また、事故や怪我等の発生時の対応や外部指導者の保険への加入など適切な指導体制を図る。なお、学校部活動における外部指導者の大会引率等については、今後、国の制度や大会参加規程等の見直しを踏まえて、別途、県教育委員会及び市町教育委員会が定めることとする。

ク 県教育委員会及び市町教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒

²「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修³を行う。

ケ 県教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市町等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、県教育委員会が平成26年1月に作成した「運動部活動指導の手引き」及び中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」等を活用し、適切な指導を行う。県教育委員会及び市町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

3 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28ス庁第704号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

イ 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会が作成した「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」（令和4年7月25日付け4教体第201号）に則った熱中症対策に努める。特に気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、環境省熱中症予防情報サイトの熱中症警戒アラートメール配信サービスに登録、リアルタイムに熱中症警戒アラートの情報を入手できるようにし、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。

ウ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会及び文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等が予定されている場合については、大会等や地域の行事、催し等の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、主催する広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、関係団体と連携し、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、マスクの着脱、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

エ 運動部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の発達段階や競技特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 文化部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

カ 学校部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁴も踏まえ、また、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう⁵、以下を基準とする。

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は学校部活動を実施しない日（ノー部活動デー⁶）と位置付けること。その際、土曜日及び日曜日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養を設定すること。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける

4 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とが示されている。

5 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本方針では、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。

6 ノー部活動デーとは、学校で「全ての部活動が一斉に活動しない日」、休養日とは、各部が「活動をしない日」として設定した日をいう。

こと。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間を、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

イ 学校や地域、学校部活動の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにすること。

(3) 支援・指導、実施の徹底等

ア 市町教育委員会は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、「国の総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市町教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、生徒の部活動に対する意欲の向上にも配慮し、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一

定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しむ、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境の整備に努める。

【例】運動部活動

- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・体力づくりを目的とした活動
- ・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等

【例】文化部活動

- ・体験教室などの活動
- ・レクリエーション的な活動
- ・障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
- ・生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等

イ 県教育委員会及び市町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるよう配慮することに努める。

5 学校部活動の地域連携

ア 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設ける。

イ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、中学校、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けることに努める。

ウ 公益財団法人長崎県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県教育委員会又は市町教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、県教育委員会又は市町教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、地域のスポーツ・文化芸術関係団体は、県教育委員会及び市町教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等の方針とする。県、市町及び関係スポーツ・文化芸術団体等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町は、地域の実情やニーズを把握し、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、県教育委員会が令和4年7月、令和4年10月に策定した「運動部活動地域移行推進計画」、「文化部活動地域移行推進計画」の地域移行モデル等、地域の実情に応じた各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体⁷が進めることが考えられる。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、県民の体力向上を図り健やかな生活を営む資質を養うこと、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来为学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、地域クラブへの加入を希望する全ての生徒を想定する。

⁷ 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

ア 市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団⁸、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など地域の実情に応じて多様なものが想定される。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定される。なお、市町が運営団体となることも想定される。

イ 県及び市町並びに県スポーツ協会、競技団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うこと。

【地域文化芸術団体等】

市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町が運営団体となることも想定される。

⁸ JSPO においては、令和4年4月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取組を検討している。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町は、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校部活動担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、地域指導者、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

また、競技団体・スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 県スポーツ協会は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）における、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指す制度設計に基づき、指導者資格取得の促進に取り組む。

また、加盟・準加盟団体に対し、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

ウ 一般社団法人長崎県障害者スポーツ協会及び関係スポーツ団体等は、障害者スポーツ指導資格取得の促進、研修会等への参加を推進する。

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ 競技団体・スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、日本スポーツ協会等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。県や市町などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度

な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県及び市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。

ウ 文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止及び安全管理を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントを根絶する。県及び市町は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I 2（1）に準じ、生徒及び保護者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、学校と連携し、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）アの指導手引を活用して、指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教職員、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、広域的な指導者の発掘・把握に努め、地域クラブ活動に協力可能な指導者の情報を市町へ紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。市町が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意すること。

ウ 県、市町及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制整備に努める。

エ 県、市町、県スポーツ協会及び競技団体・スポーツ団体、文化芸術団体等は、指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し、インターネットを通じて受講できるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。

④ 教師等の兼職兼業

ア 県教育委員会及び市町教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られる

よう、規程や運用の改善を行う。

イ 県教育委員会及び市町教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、教師等の服務監督を行う教育委員会の兼職兼業の方針等に基づき、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、教師等が兼職兼業で地域のスポーツ・文化芸術団体等の指導者として従事する労働時間等を把握・管理し、当該教師等の健康への配慮への留意など適宜、指導助言を行う。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される

体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的な確保に努める。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにすることも視野に入れ、地域との連携に努める。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して情報を提供する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、II 2 (2) ②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

①休養日

ア 平日も実施する場合

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付けること。その際、休養日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する。

イ 休日のみ実施する場合

原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付けること。その際、休養日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

ウ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

②活動時間

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、休養日及び活動時間等を設定するにあたり、生徒が所属する学校等と活動計画の情報共有を図り、円滑な活動を

推進する。

ウ 地域や学校の実情を踏まえた休養日及び活動時間等の設定については、定期試験前後の一定期間等、地域スポーツ・文化芸術クラブ活動共通、学校全体、市町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられることから、学校と連絡・調整を図ること。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用する。

イ 県及び市町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 県教育委員会及び市町教育委員会は、地域クラブ活動を行う営利を目的とした民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるように改善に努める。

エ 県及び市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

オ 県、市町及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記2(2)②アの協議会等を通じて、前記イから

エまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ 前記アからオまでについて、県や市町の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、受益者負担の原則を踏まえ、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 県及び市町は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、国の制度等を踏まえながら、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

ウ 県及び市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運

営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、責任の所在等を明確にし、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、競技・分野特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②アで述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 県及び市町は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。県及び市町等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくものとする。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等に対し、学校部活動の地域移行の趣旨を丁寧に説明し、理解を得ることが重要である。

イ 平日における環境整備については、少子化の中でも生徒の持続可能なスポーツ・文化芸術活動を確保するために、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する必要がある。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日

から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 県及び市町は、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校部活動担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、地域指導者、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開するなど情報発信を行う。

イ 県は、指導者の状況をはじめ県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し提供するなど、広域的な調整や市町に対する助言・支援を行う。

ウ 県及び市町は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが必要である。地域の実情に応じて、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化コミッションやスポーツ推進委員、地域おこし協力隊等との連携も考えられる。

エ 県スポーツ協会及び郡市町体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行

う。

オ 県競技団体及び郡市町競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

カ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

① 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。

② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設

や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

※ なお、直ちに前記①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 国は、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置付け、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方針を定めている。県及び市町は、段階的に地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくことが必要であり、後記3の推進計画の策定等により、休日の学校部活動を地域の実情に応じて、段階的に地域連携・地域移行を進める。その際、例えば、しま地区や半島地域をはじめ、市町によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととし、県は市町と連携を図り、適切な指導助言を行うものとする。

イ 県及び市町は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域スポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

ア 県及び市町は、前記2を踏まえ、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 県は、休日の学校部活動の段階的な地域移行等に関する実践研究・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町における取組の進捗状況を把握し、市町等に対して必要な指導助言、支援を行う。

IV 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。

一方、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、スポーツ障害の予防などの観点から、適切な休養日を確保することも重要であり、将来を担う生徒にとって、望ましい大会の在り方を整備していく必要がある。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会及び郡市町大会等において見直しを行う必要がある。

例えば、既に日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、その参加資格の拡大を着実に実施することとなっている。あわせて、県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）においても、令和5年度の「長崎県中学校総合体育大会」から、学校単位に加えて、地域スポーツクラブも参加ができるように決定している。県中体連主催の大会においては、今後の日本中体連の方針等を踏まえながら段階的に望ましい大会の在り方について検討していくとしている。

また、郡市町中体連においても、日本中体連及び県中体連の動向も踏まえながら、生徒が日頃親しんでいるスポーツの成果発表の場として、大会参加の機会の確保に努める。

イ 県及び市町は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いや参加登録の在り方について、随時、実態に応じた見直しを図り、生徒にとって望ましい大会とする。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

ア 県教育委員会及び市町教育委員会は、学校部活動における外部指導者の引率について、今後、国が示す事故等における管理責任や補償制度等の指針等を踏まえて検討していく。

イ 大会等の主催者は、県教育委員会及び市町教育委員会の外部指導者における大会引率の方針等を受け、生徒の安全確保等に留意しつつ、大会等の参加規定を見直す。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

- ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。
- イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- ウ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。
- エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。
- オ 大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

3 生徒の安全確保

- ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば原則として空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。
- イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。
- ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 県大会をはじめとする大会等の在り方

- ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。
- イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 県中体連、県中文連及び郡市町中体連並びに、県・市町教育委員会は、前記Ⅱ 2 (2) ②アの協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、県教教育委員会が定めた「学校単位で参加する大会等の見直しについて」(平成31年1月23日付、30教体第405号及び令和元年9月11日付、31教文第565号)に則り、運動部が参加する大会数の上限の目安等を定めること。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県中体連及び郡市町中体連並びに県・市町教育委員会が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、生徒・保護者・指導者の負担や実情を踏まえ、適切な大会規模や日程等の在り方を検討する。また、原則、家庭の日(毎月第3日曜日)に大会等の開催を行わないように努めること。

カ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

キ スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

ク 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

■終わりに

- 学校部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動である。
- スポーツ活動においては、生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上にも結びつき、本県の競技力向上にもつながるものとする。
- 文化芸術活動においては、子どもたちが生涯にわたって文化芸術等の活動に親しむことを第一に目指し、望ましい生活習慣の確立の観点から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒のバランスのとれた生活や成長にも結びつき、本県の文化芸術等の活動の活性化にもつながるものとする。
- 少子化が進む中、今後の学校部活動については、学校単位だけで運営することが厳しくなっており、将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するためには、地域で子どもを育てる視点が重要になってくる。
- 本県においては、令和2年11月に「長崎県部活動の在り方に関する検討委員会」を設置し、今後の学校部活動の地域移行における現状や課題を分析・整理し、本県が目指す改革の方向性等について議論を重ねてきた。

- 市町や学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本方針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な地域移行の取組を進めることが望まれる。

- 県教育委員会においては、本方針について、着実な実施を図るとともに国の改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

報 告 事 項 (1)

高校教育課・教育センター・義務教育課・体育保健課

件 名	公立の小学校等の校長及び教員としての資質向上に関する指標の改訂について
概 要	<p>1 改訂理由</p> <p>平成28年11月に教育公務員特例法の一部が改正され、国が定める指針を参酌して、地域の実情に応じた指標を作成した(平成29年4月1日施行)。 令和4年8月31日付「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について」を受け、指標の改訂を行う。</p> <p>2 内 容</p> <p>○「教諭等」「養護教諭」「栄養教諭」の指標について、5つの視点を踏まえて再整理を行い、「求められる資質・能力」に新たに「ICTや情報・教育データの利活用」に関する視点を追加。</p> <ul style="list-style-type: none">・「教職に必要な素養」・「学習指導」・「生徒指導」・「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」・「ICTや情報・教育データの利活用」 <p>○「校長等」の指標について、「人材育成」「アセスメント能力」「ファシリテーション能力」の視点を踏まえて再整理を行い、「ファシリテーション」「教育に関するアセスメント」の視点を追加。</p> <p>3 適用日</p> <p>令和5年4月1日から適用</p>

長崎県 教諭等としての資質の向上に関する指標 (令和5年〇月改訂)		職名		校種		
		教諭等		小中高特		
ステージ (求められる姿)	視点	第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		新規採用時	初任研～若手研 1～5年目	若手研以降～中堅研 6年目～11年目	中堅研以降～15年研 12年目～16年目	15年研以降 17年目～
(1) 教諭に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている 人権意識、人権感覚を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる	法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の高度な実践を践行したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、学習指導や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている	自分や学校の児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年(学校)で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教員の意見等をとりまとめ、実行策を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言をし、改善を促めることができる
	C 児童生徒への愛情 教諭に対する使命感	教育公務員としての自覚をもち、児童生徒への教育的愛情をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる	
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛着をもち、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる	長崎県の特色を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる	長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさや課題について学習を仕組むことができる		
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営能力 同僚性・協働性	学校担任の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学級経営及び教科経営の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学級経営、教科経営及び学年経営等の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができ、教職員に指導助言をすることができる	教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができ、教職員に指導助言をすることができる
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び役割の仕方を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる	
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づき、危機管理を含む学校安全の目的・具体的な取組を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の根本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる
(3) 教育課程 学習指導	H 教科等に関する知識・教養	担当する教科等に関する基礎的知識を身に付けている	担当する教科等に関する知識を高め、指導に生かすことができる	担当する教科等に関する専門的知識を身に付け、指導に生かすことができる	担当する教科等における専門性を高めるとともに、学校の学習指導上の課題について、教職員に指導助言をすることができる	
	I 授業構想力	学習指導要領の内容やカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、授業場面に応じた授業設計の方法を身に付けている	カリキュラム・マネジメントの考え方を理解し、地域の人材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいた指導計画を作成し、深い学びの実現を図ることができる	カリキュラム・マネジメントの考え方を生かし、地域の人材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいた指導計画を作成し、深い学びの実現を図ることができる	学習指導要領及び自校の特色に基づき、地域の連携・協働を図って、カリキュラム・マネジメントの考え方を生かし、具体的な取組に向けて取り組むことができる	学習指導要領及び自校や地域の特色に応じたカリキュラム・マネジメントの考え方を生かし、具体的な取組に向けて取り組むことができる
	J 授業展開力	授業展開に必要な基礎的スキルを習得するとともに、適切な教材を活用する基礎的な能力を身に付けている	児童生徒の実態を踏まえ、基礎的スキルを向上させるとともに、適切な教材を活用した授業を展開することができる	児童生徒の実態を理解し、教科等の見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開することができる	児童生徒の実態を理解し、教科等の見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開することができる	学校の課題解決を図るための授業展開を工夫し、授業改善に向けて教職員に指導助言をすることができる
	K 集団づくりの力	理想とする学級像をもち、児童生徒の発達段階に応じた集団の作り方を理解している	学級の児童生徒一人一人の実態や学級の課題を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを目指すことができる	学年全体の児童生徒の実態を把握し、より望ましい集団づくりを組織的に進めることができる	学校全体の児童生徒の実態を把握するとともに、課題に応じた対応策を提案し、実践することができる	
(4) 児童生徒理解 生徒指導等	L 児童生徒理解力	教育相談の意義や理論、必要となる基礎的知識(カウンセリング)に関する基礎的専門性を身に付けている	教育相談の基礎的なスキルを身に付けるとともに、児童生徒に寄り添い、気持ちや行動の背景を理解しようとする	教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を理解することができる	教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を多様な角度から理解し、児童生徒理解力を高めることができる	
	M 個別の児童生徒への対応力	児童生徒の状況を把握するための基礎的な事項や校内外の連携も含めた対応の在り方を理解している	個々の児童生徒の状況を把握し、先輩教員からの助言を受けながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる	個々の児童生徒の状況を把握し、同僚と協力しながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる	指導や支援が必要な児童生徒への対応方針を立て、保護者や他機関と連携を図りながら、生徒指導体制を構築することができる	指導や支援が必要な児童生徒への対応方針を立て、保護者や他機関と連携を図りながら、生徒指導体制を構築することができる
	N 児童生徒の将来を育む力	キャリア教育の意義や考え方や指導の在り方を理解し、児童生徒の夢や憧れ、志を育もうとする意欲をもち、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を仕組むことができる	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を深化させることができる	学校全体のキャリア教育を推進し、全校の児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を企画、実践することができる	学校全体のキャリア教育を推進し、その意義や方法、役割の在り方を教職員に浸透させることができる
	O 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力	特別支援教育の意義や発達障害等に関する基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切な対応をとるとともに、特別支援教育の理念や意義を全体の教育に反映させることができる	保護者や関係機関等と連携し、個々の対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制を構築したりすることができる	個々の対応について教職員に指導助言をせたり、中核となって学校の特別支援教育体制を構築したりすることができる
(5) 特別支援教育	特別支援教育の意義や発達障害等に関する基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切な対応をとるとともに、特別支援教育の理念や意義を全体の教育に反映させることができる	保護者や関係機関等と連携し、個々の対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制を構築したりすることができる	個々の対応について教職員に指導助言をせたり、中核となって学校の特別支援教育体制を構築したりすることができる	
	特別支援教育の意義や発達障害等に関する基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切な対応をとるとともに、特別支援教育の理念や意義を全体の教育に反映させることができる	保護者や関係機関等と連携し、個々の対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制を構築したりすることができる	個々の対応について教職員に指導助言をせたり、中核となって学校の特別支援教育体制を構築したりすることができる	
(6) ICTや情報・教育データの活用	P ICTや情報活用能力の育成	教員・能力の育成を目指し、授業及び校務におけるICTの活用目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	教員・能力の育成を目指し、ICTを活用した授業を実施するとともに、校務の効率化を図ることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した授業を実施するとともに、校務の効率化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した授業を実施するとともに、校務の効率化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	教育活動全体を通じて資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用し、組織的に授業改善を行うとともに、学校組織全体の情報化を推進することができる
	Q 教育データの活用	教育データの適切な活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	各種システム等の教育データを活用して、よりよい学びの創出を目指した授業実践等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に活用して、よりよい学びを創出する授業実践等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に活用して、よりよい学びを創出する授業実践等を行うことができる	

長崎県 養護教諭としての資質の向上に関する指標 (令和5年〇月改訂)

職名	校種
養護教諭	小中高特

ステージ (求められる姿)	第0ステージ		第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ		
	新規採用時		初任研～若手研 1～5年目	若手研以降～中堅研 6年目～11年目	中堅研以降～15年研 12年目～16年目	15年研以降 17年目～		
(1) 教諭に必要な素養	視 点	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる	法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする	
		B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている	自分や児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年(学校)で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に關わる課題を把握し、教職員の意見等をとりまとめ、実効性を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員の指導助言をい、改善に努めることができる	
		C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情を持っている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意欲と行動力を高めることができる		
		D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛着を持っている	長崎県の特色を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる	長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもち、そのよさを標榜について学習を仕組むことができる			
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営力 同索性・協働性	養護教諭の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかわる活動を計画し、同索性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかわる活動を計画し、同索性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	学校保健にかかわる活動において、同索性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる	学校保健にかかわる活動において、同索性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる		
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の項として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の項として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる			
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づき、危機管理をきむ学校安全の目的・具体的な取組を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校関係の根本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる		
(3) 養護教諭の専門領域 における職務	H 保健管理	学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、保健管理を実践できる基礎的な知識を身に付けている	児童生徒の健康課題を把握し、課題解決に向けて取り組みながら、適切かつ円滑に保健管理を実践することができる	児童生徒の健康課題を把握し、課題解決に向けて取り組みながら、効果的な保健教育に取り組むことができる	保健管理について中核的役割を果たすとともに、保健情報を総合的に評価し、把握した健康課題の解決に向けて組織的対応ができる	学校における事件事故・災害に備えた救急体制や心のケアの支援体制を整えるなど、保健管理について学校運営に参画することができる		
	I 保健教育	学習指導要領の内容を理解するとともに、保健教育を実践できる基礎的な知識を身に付けている	学習指導要領を踏まえながら、養護教諭の専門性を生かした保健教育を行うことができる	児童生徒の発達段階や健康課題に応じて、教材を工夫し、関係機関等と連携しながら、効果的な保健教育に取り組むことができる	保健教育について、教育課程の編成・実施・評価をもとに体系的な計画を作成することができる			
	J 健康相談	学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、健康相談を実践できる基礎的な知識を身に付けている	健康診断の結果や日常の保健実態を踏まえ、他の教職員と連携しながら児童生徒の発達段階や健康課題に応じた健康相談ができる	児童生徒の心身の健康課題を総合的にとらえ、校内支援体制の充実に合わせてコーディネータの役割を果たしながら、学校医等の専門性や保護者、地域の専門機関等と連携し、適切な対応ができる	児童生徒の心身の健康課題に關して、教職員に対し指導的役割を果たすことができる			
	K 保健室経営	学校保健安全法による保健室の役割や機能を理解している	学校教育目標や学校保健目標などを受け、児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めるための保健室経営計画を立て、取り組むことができる	保健室経営計画を、教職員、保護者等に周知するとともに、毎年評価(自己・他者)を行い、必要に応じて改善しながら、組織的、効果的な保健室経営に向けて、取り組むことができる	家庭・地域と連携しながら、学校経営の観点に立った保健室経営を推進することができる			
	L 保健組織活動	保健組織活動の意義や目的、内容を理解している	学校保健の推進のために、保健主事や関係機関等と連携し、学校保健委員会等組織活動の企画・運営に参画できる	児童生徒の健康の保持増進や課題解決に向けて、保健組織が主体的に活動できるよう、内容の工夫、改善を図ることができる	近隣の学校と連携し、地域レベルでの健康づくりを推進することができる			
(4) 特別支援教育	M 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力	小中高	特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切に対応するとともに、特別支援教育の理念や意義を学校保健にかかわる活動に反映させることができる	保護者や関係機関等と連携し、個別的対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制の構築に参画したりすることができる	個別的対応について教職員に指導助言をせたり、学校の特別支援教育体制の推進に参画したりすることができる	
		特	特別支援教育の意義を理解するとともに、障害種について基礎的な知識を身に付けている	障害特性を理解し、個々の状況に応じて適切な把握及び対応を行うことができる	様々な障害に対して理解を深め、個々の状況に応じて適切に対応を行うことができる	教職員、保護者や関係機関等と連携しながら、個々の対応を充実させるとともに、特別支援教育を推進することができる	様々な障害について専門的知識と指導力を持ち、教職員と連携しながら特別支援教育を推進することができる	
(5) ICTや情報・教育データの利活用	N ICTの利活用 情報活用能力の育成	ICTの利活用	資質・能力の育成を目指し、保健教育指導及び校務におけるICTの利活用の目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	資質・能力の育成を目指し、ICTを活用した保健教育を実践するとともに、校務の効率化を図ることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した保健教育を推進するとともに、校務の効率化を図り、効率化と教育活動の質の向上につなげることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した効果的な保健教育を推進するとともに、校務全体の効率化を図り、効率化と教育活動の質の向上につなげることができる	教育活動全体を通じて資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用し、組織的に保健教育の改善を行うとともに、学校経営全体で校務の効率化を推進することができる	
		O 教育データの利活用	教育データの適切な利活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	各種システム等の教育データを利活用して、よりよい学びの創出を目指し、保健指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用し、よりよい学びを創出する保健指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する保健指導等を学校組織全体で推進することができる		

長崎県 栄養教諭としての資質の向上に関する指標（令和5年0月改訂）	職名	校種
	栄養教諭	小中特

ステージ (求められる姿)	視点	第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		新規採用時	初任研～手研 1～5年目	若手研以降～中堅研 6年目～11年目	中堅研以降～15年研 12年目～16年目	15年研以降 17年目～
(1) 教職に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる	法令遵守の精神を教諭に指導することができる	法令遵守の精神を教諭に指導することができる
	B 対人関係能力 社会性	自らの課題解決のために努力するとともに、他者とコミュニケーションを図りながら行動している	自分や児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年（学校）で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関する課題を把握し、教職員の意見をとりまとめ、実効策を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員・指導助言を巻き込み、改善に努めることができる
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	教育公務員としての強い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の基盤と行動力を高めることができる	
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色（地理、歴史、文化等）を理解し、愛着をもっている	長崎県の特色を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる		長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもち、そのよさや課題について学習を仕組むことができる	
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営能力 同僚性・協働性	栄養教諭の基本的な役割と職務内容、学校組織や職務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学校給食管理や食に関する指導等の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学校給食管理や食に関する指導等の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	学校給食管理や食に関する指導において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる	学校給食管理や食に関する指導において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教職員に指導助言をまいたりすることができる
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の重要性を理解している	保護者、地域、関係機関等とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる	
	G 危機管理能力	安全確保の重要性及び危機を察知した際の基本的な行動を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備など、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための細心の対応、学校環境の根本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる
(3) 学校給食管理	H 栄養管理	学校給食の役割及び適切な栄養管理について理解している	学校給食栄養基準に基づき、食品構成を考えた献立を作成することができる	学校給食に地産産品や郷土料理を取り入れ、まき教材としての献立を作成することができる	児童生徒の食生活状況を把握し、適切な栄養管理の上で地産の食材を生かしながら、魅力ある献立の作成を行うことができる	児童生徒の健康課題に対応した適切な栄養管理の上で、地産の食材を使った献立に魅力ある献立の作成を行うことができる
	I 衛生管理	衛生管理の重要性及び適切な衛生管理について理解している	学校給食衛生管理基準に基づき、調理従事者の衛生、施設設備の衛生管理、衛生管理責任者としての業務を行うことができる	学校給食衛生管理基準を遵守し、調理従事者の衛生、施設設備の衛生管理、衛生管理責任者としての業務を行うことができる	衛生管理者として、調理従事者の衛生管理指導、施設設備の改善及び食品の衛生管理を積極的に行うことができる	衛生管理において適切でない事態の早期発見、早期対応に向けて工夫・改善しながら、校内の協力体制整備を行うことができる
	J 調理指導その他	学校給食の調理、配食及び物資調達、施設・設備の維持管理等について理解している	学校給食の調理、配食及び施設設備に関し、指導助言をすることができる	地産産品等との関連を考慮し、購入、検収及び保管について適正に行うことができる	食物アレルギー等児童生徒の実態に応じた調理指導、助言を行う。対応に適した施設・設備の管理を行うことができる	食物アレルギー等児童生徒の実態に応じた調理指導や対応に適した施設・設備の管理において指導の役割を果たすことができる
(4) 食に関する指導	K 教科等指導	各教科等のねらいを知り、食に関する指導の位置付けを明確にした指導を理解している	各教科等のねらいを理解し、食に関する指導と評価の計画を教職員と共有しながら授業ができる	食育全体計画を踏まえ、教科等のねらいを達成するための食に関する指導について、専門的立場から適切な指導助言をすることができる		
	L 連携・協働	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等の立案を理解している	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等を立案し、食育を積極的に推進することができる	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等を立案し、食育を積極的に推進することができる	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等を立案し、食育を積極的に推進することができる	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等を立案し、食育を積極的に推進することができる
	M 個別相談指導	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導について理解している	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導を行うことができる	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導を行うことができる	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導を関係者と連携して行ったり、諸計画の改善を図ったりすることができる	
(5) ICTや情報・教育データの利活用	N ICTや情報活用能力の育成	資質・能力の育成を目指し、学習及び授業におけるICTの利活用の目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した授業を展開するとともに、授業の質向上を図ることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した授業を展開するとともに、授業の質向上を図る。効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した効果的な授業を展開するとともに、授業全体の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	教育活動全体を通じて資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用して、組織的に資質を高めるとともに、学校組織全体で情報化を推進することができる
	O 教育データの利活用	教育データの適切な活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	各種システム等の教育データを活用して、よりよい学びの創出を目指した食に関する指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に活用して、よりよい学びを創出する食に関する指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に活用して、よりよい学びを創出する食に関する指導等を学校組織全体で推進することができる	

※資質・能力のうち、(1)～(3)は学校栄養職員採用後の経験年数に基づくステージとし、(4)～(5)は栄養教諭任用後の経験年数に基づくステージとする。

長崎県 校長等としての資質の向上に関する指標 (令和5年〇月改訂)	職名	校種
	校長等	小中高特

求められる姿		学校の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を監督し、学校経営を展開する	管理職員として取り組むべき課題	
視 点				
(1) 高い識見	A 教育理念	人間理解と深い洞察に基づく教育理念をもち、その理念の実現に向けた学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○研修と自らの経験を踏まえた教育理念の形成 ○人間理解と洞察力の深化 ○教育理念を踏まえた学校経営の構想 	
	B 社会的視野	時代の変化をとらえ、国内外の動向及び教育行政施策等の内容を理解するとともに、学校経営に反映させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の動向の把握 ○国や県・市町等の教育施策等の理解 ○教育施策等に応じた取組の構想と実践 	
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	管理職員としての深い自覚のもと、県民、地域住民、保護者、児童生徒等の願いや期待を受け止めた学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○管理職員の職務の理解 ○県民、地域住民、保護者、児童生徒等の願いや期待の把握 	
	D 長崎県への郷土愛	地域を理解し、その実態を踏まえた、「夢・憧れ・志」を育む教育活動を展開することを通して、ふるさと長崎県に誇りをもつ児童生徒を育成することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○「夢・憧れ・志」を育む取組についての理解 ○地域の実態を踏まえた本校ならではの取組の構想と実践 	
(2) 組織マネジメント	E ビジョンや目標の設定と検証	本校の現状を適切に分析したうえで、ビジョンや目標を設定するとともに、その実現に向け、教職員のみよさを生かした組織的運営や進捗管理をするとともに、その検証を行い、改善を図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○本校の実態の分析 ○ビジョンや目標の設定とPDCAサイクルでの実践 ○教職員の適材適所の配置 	
	F 服務管理	遵守すべき服務について、適切に指導監督をし、コンプライアンスを徹底するとともに、個々の心身の健康に配慮した学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○職務上、身分上の監督の意義や在り方の理解 ○不祥事背景の理解と根絶のための不断の取組 ○働きやすい職場の条件整備 ○関係法規、学習指導要領、通知・通達等の理解 	
	G 人材育成	個々の教職員を適正に評価し、その能力や課題に応じて指導するとともに、次代の教育を担う人材を発見し、計画的に育成することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の教職員の能力や課題の適正な把握 ○授業や校務分掌等、日々の指導の実践 ○教職員への教育理念の継承 	
	H ファシリテーション 保護者・地域・関係機関等との連携	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者や地域住民等の意見や要望等を把握し、的確に対処するとともに、学校内外の関係者の教育活動への参加を促し、外部人材を適切に活用しながら学校の教育力を高めることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域とともにある学校」の理念の理解 ○保護者や地域住民等の意見や要望等の把握と教育活動への参加促進 ○様々な広報手段の開拓と活用 ○児童福祉等の関係機関や地域団体等との連携 	
	I 危機管理	学校安全の確保に向けて、学校安全計画や危機管理マニュアル等を整備し、危機の未然防止と早期発見・早期対応の取組を組織的に行うことができる	<ul style="list-style-type: none"> ○本校の実態に応じた学校安全計画や危機管理マニュアルの作成 ○学校安全の確保に向けた各方案の教職員への周知と指導 ○いじめ、体罰及びハラスメントの未然防止 	
	J 事務管理	学校経営方針に基づき、効率的・効果的な予算編成や事務処理をするとともに、適正に執行管理をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○学校経営方針に基づく予算編成と執行 ○ICT機器の活用等効率的・効果的な事務処理体制の構築 ○働き方改革やコスト意識等に関する教職員への指導 ○組織的な管理、監査による適正な執行管理 	
	K 教育課程の管理	日々の授業実践や校内研修を充実させ、PDCAサイクルに基づくカリキュラム・マネジメントや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、「社会に開かれた教育課程」を実現させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会に開かれた教育課程」の理念の理解 ○研修環境の整備及び校内研修に係る指導助言 ○全校的なPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメント ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた不断の授業改善 	
	L 生徒指導 教育相談	生徒指導上の諸問題や、児童生徒の悩み等に対応できる教職員の能力を高め、校内の指導・支援体制を機能させるとともに、必要に応じて関係機関との連携を適切に図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導上の本校の課題の把握 ○教職員の児童生徒理解力と対応力の向上 ○校内指導・支援体制の強化 ○児童福祉や警察、医療等の関係機関との連携 ○「学校いじめ防止基本方針」の定期的な見直しと実践 	
	M 特別支援教育	小中高	特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の対応力を向上させるとともに、すべての児童生徒にとって望ましい教育活動を展開できる体制を機能させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の理念の理解 ○個々の障害の状況や教育的ニーズに沿った対応の推進 ○「インクルーシブ教育システム」の構築 ○福祉や医療等の関係機関及び特別支援学校との連携
		特	特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の専門的な対応力を向上させるとともに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことができる	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の理念の理解 ○個々の障害の状況や教育的ニーズに沿った専門的な対応の推進 ○「インクルーシブ教育システム」の構築 ○福祉や医療等の関係機関及び小・中・高等学校との連携 ○特別支援教育のセンター的機能の発揮
N 教育に関する アセスメント	様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○データ収集・整理・分析・共有 ○エビデンスに基づいた客観的判断と経験に基づいた専門的判断による意思決定 		

報 告 事 項 (2)

児童生徒支援課

件 名	「子供たちの自尊感情を高める教職員ガイドブック」について
概 要	<p>1 長崎県不登校支援コンセプト（資料1）</p> <p>(1) 概 要 本県の不登校児童生徒数の増加を受けて、令和4年度設置の「不登校支援協議会」において、不登校の現状把握と検証、より実効的な対策の検討を重ねてきており、その中で、学校教職員をはじめ、不登校支援に関わる関係者が、不登校の現状や支援の在り方について理解を深めることを目的に作成。</p> <p>(2) 内 容 ≪基本編≫ ・不登校の現状について ・不登校支援の基本的な考え方について ・これからの不登校支援について ≪実践編≫ ・不登校児童生徒の支援で大切にしたい「10の視点」 ・不登校が生じない学校づくり～学校内をつなぐ～ ・社会的自立につなげるために～学校外をつなぐ～ 等</p> <p>2 望ましい人間関係を育む活動事例集（資料2）</p> <p>(1) 概 要 暴力行為やいじめなどの問題行動や不登校などの生徒指導上の諸課題の未然防止に向け、学校における教育相談技法について事例をおし広く周知することで児童生徒の自尊感情とコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に作成。</p> <p>(2) 内 容 ・「Ⅰ 問題行動等の未然防止に向けて」 ・「Ⅱ 構成的グループ・エンカウンター」 ・「Ⅲ ソーシャルスキルトレーニング」 等</p> <p>3 今後のスケジュール ・令和5年3月末までに、公立小・中学校、高等学校、特別支援学校に配布予定。</p>

報 告 事 項 (3)

長崎図書館

件 名	令和4年度第2回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について
概 要	<p>1 開催日 令和5年2月13日(月)</p> <p>2 場 所 長崎県立長崎図書館(ミライオン図書館)</p> <p>3 出席者 長崎県立長崎図書館協議会委員10名 館長、副館長、各課長等</p> <p>4 会次第 (1)開会 (2)令和4年度主要事業実施状況について (3)令和5年度事業計画(案)について (4)その他</p> <p>5 概 要 ○令和4年度の事業実施報告(令和5年2月13日現在) ○令和5年度の事業計画(案)について説明 <主な意見> ○ながさきデジタルライブラリー事業に対する期待と今後の事業の充実について ○課題解決支援と連携した専門書の積極的な収集について ○市町の新図書館開館前後の支援について</p> <p>6 今後の予定等 ・令和5年8月に令和5年度第1回会議を開催予定</p> <p>※参考 図書館協議会(根拠法令:図書館法第14条) 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関</p>